

広島県告示第八百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の一部を行わせることとした。

令和七年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社建築構造センター

2 住所

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 業務区域

広島県全域

三 構造計算適合性判定業務を行う事務所の所在地

広島県広島市中区八丁堀一五番六号（広島事務所）

東京都新宿区新宿一丁目八番一号（本社）

岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号（岡山事務所）

愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号（愛媛事務所）

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

1 延べ面積が千平方メートルを超える建築物（法第六条第一項若しくは法第六条の二第

一項の規定による一の確認申請又は法第十八条第二項若しくは同条第四項の規定による一の計画通知における別棟（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすものを含む。）で延べ面積千平方メートル以下の建築物（以下、「附属建築物」という。）を含む。）の構造計算適合性判定の業務

2 大臣認定プログラム（法第二十条第一項第二号、同項第三号イ又は同項第四号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラム）によって安全性を確かめた延べ面積が千平方メートル以下の建築物（第一号の附属建築物を除く）の構造計算適合性判定の業務

五 構造計算適合性判定の業務の開始の日

令和七年九月一日